



野洲市の介護保険料

令和8年度版



介護保険は介護を必要とする人と、その家族を社会全体で支えあうためにつくられた制度です。この制度を支える大切な財源となるのが、みなさんの介護保険料です。

介護が必要となったときに誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、保険料の納付をお願いします。

発行：野洲市役所 健康福祉部介護保険課

所得段階	対象者		算定基準	令和8年度 保険料年額	
第1段階	本人が 住民税 非課税	・生活保護を受けている人 ・住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.285	22,127円	
		世帯に 住民税 課税者 が いない			・本人の「課税年金収入額+その他の合計所得金額（※1）」が82.65万円以下の人
		世帯に 住民税 課税者 がいる			・本人の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が82.65万円超 120万円以下の人
		世帯に 住民税 課税者 が いない			・第1段階、第2段階以外の人
		世帯に 住民税 課税者 がいる			・第4段階以外の人
第2段階	本人が 住民税 課税 （※3）	・本人の合計所得金額（※2）が 120万円未満の人	基準額 ×1.2	93,168円	
第3段階		・本人の合計所得金額が 120万円以上 210万円未満の人	基準額 ×1.3	100,932円	
第4段階		・本人の合計所得金額が 210万円以上 320万円未満の人	基準額 ×1.5	116,460円	
第5段階		・本人の合計所得金額が 320万円以上 420万円未満の人	基準額 ×1.7	131,988円	
第6段階		・本人の合計所得金額が 420万円以上 520万円未満の人	基準額 ×1.9	147,516円	
第7段階		・本人の合計所得金額が 520万円以上 620万円未満の人	基準額 ×2.1	163,044円	
第8段階		・本人の合計所得金額が 620万円以上 720万円未満の人	基準額 ×2.3	178,572円	
第9段階		・本人の合計所得金額が 720万円以上の人	基準額 ×2.4	186,336円	
第10段階					
第11段階					
第12段階					
第13段階					

令和8年度介護保険料額は、令和7年中（1月～12月）の合計所得金額等に応じて決まります。

- ※1 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金の所得を除いた金額です。マイナスの場合は0円とみなします。
- ※2 合計所得金額とは、1年間の収入から必要経費を引いた金額で、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、合計所得金額に給与所得・公的年金に係る所得が含まれている場合、10万円を控除した金額を用います。土地売買等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。
- ※3 令和8年度の介護保険料の算定に限り、給与収入が55万1千円以上190万円未満の方は、介護保険料の算定基準となる合計所得金額が税制改正前の水準まで引き上げられ、また住民税の課税・非課税段階の判定についても同様に税制改正前の基準に基づいて計算されます。そのため、税制改正の影響により令和8年度の住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階は「課税」と判定されることがあります。

【介護保険料の納め方】

※保険料の納め方は **特別徴収** と **普通徴収** の2種類に分けられます。

※どちらの納め方になるかは、法令等で定められており、被保険者の方が選択することはできません。

1、特別徴収・・・年金からの引き去りで収める

- ◆ 年金が年額 18 万円（月額 1 万 5,000 円）以上の方が対象です。
- ◆ 老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金の定期支払（毎偶数月、年6回）の際、年金受給額から保険料をあらかじめ引き去ります。

例) 特別徴収による納付 《所得段階が第5段階（年額 77,640 円）の場合》 (円)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
9,900		9,900		9,900		16,140		15,900		15,900		77,640
仮徴収(前年度2月の保険料額と同額です)						本徴収(年額合計から仮徴収額を除いた額を納めます)						

- ◎ 年間保険料額の本算定（6月）で決定した10月以降の徴収額が、仮徴収額と比べて著しく差が開いた場合、その差額を軽減するために **8月の仮徴収額を変更** する場合があります。
- ◎ 端数が生じる場合は10月分で調整します。

2、普通徴収・・・納付書や口座振替やキャッシュレスで納める

- ◆ 65歳到達や転入してからしばらくの間や、年金が年額 18 万円未満の方が対象です。
- ◆ 市役所から送られてくる納付書や口座振替で保険料を納めます。

例) 普通徴収による納付 《所得段階が第5段階（年額 77,640 円）の場合》 (円)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
納期なし		8,340	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	77,640

- ◎ 4月～翌年3月までの12ヶ月分の保険料を、6月～翌年3月までの10期に分けて、納付します。
- ◎ 端数が生じる場合は6月の納期で調整します。
- ◎ 納期限は原則月末です（月末が土日祝日の場合は翌営業日）。
- ◎ キャッシュレス納付ができるのは、以下のアプリです。
①Pay B ②楽天銀行 ③Pay Pay ④ゆうちょ Pay ⑤au Pay
⑥d払い ⑦楽天ペイ ⑧AEON Pay ⑨FamiPay

★ 口座振替が便利です ★
普通徴収の場合、便利で安心・確実な口座振替がおすすめです！ 通帳、通帳届出印をお持ちのうえ、金融機関・郵便局でお申し込みください(申込書は市内の金融機関・郵便局に備え付けています)。

3、こんな場合は・・・

1、65歳到達や、他市町村から転入した場合の納付方法（年金が年額 18 万円以上の人）

- ① 当初は **普通徴収** で、**およそ6～8ヵ月後の年金支給月から**、**特別徴収** に変わります。
※ 変更の際してお手続きは不要です。変更時に、改めて通知をお送りします。
- ② 65歳到達後に年金を受給される人は、年金を受給することになってからおよそ6～8ヵ月後の年金支給日より、**特別徴収** となります。

例) 年度途中で普通徴収から特別徴収となる場合 ※10月から特別徴収開始の場合 (円)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		9,720	9,700	9,700	9,700	13,020		12,900		12,900		77,640
普通徴収						特別徴収(年額合計から普通徴収の額を除いた額)						

2、年度途中で所得段階が変更となった場合（税申告など）

- ① 増額となった場合：増額分は **普通徴収** となります（特別徴収の額は変更しません）。
- ② 減額となった場合：原則として特別徴収を中止し、年度の残額は **普通徴収** による納付となります。

3、年金の受給が停止された場合（年金担保、現況届提出遅れ/未提出、受給年金選択替えなど）

- ・ **特別徴収** は中止となり、年度の残額は **普通徴収** による納付となります。